

報道関係各位

件 名 地方創生推進交付金を活用した移住定住支援について

1 概要

国では、東京一極集中の是正、地方の担い手不足対策を目的に、地方創生推進交付金を活用した移住支援として、東京圏^{※1}から地方へ移住し、就業する者等に対し、移住等に要する費用を補助することで、東京圏から地方への新たな「人」の流れを創出する事業を実施することとなりました。

本市においても、移住定住を促進する取組を加速させるため、埼玉県と共にこの事業を積極的に活用することとし、現在、手続を進めているところです。

※1 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部3県

2 内容

地方創生推進交付金を活用した移住定住支援の概要

(1) 移住就業等支援金（最大100万円）の支給【事業主体：埼玉県、飯能市】

ア 支給対象者（次の①から③までのすべてを満たす者）

- ① 23区在住者又は23区への通勤者^{※2}
- ② 東京圏以外の道府県に移住した者又は東京圏の条件不利地域^{※3}に移住した者
- ③ 移住地で起業した者^{※4}又は中小企業等に就業した者^{※5}

イ 支給額

- ① 単身の場合 60万円
- ② 複数構成員の世帯の場合 100万円

ウ 費用負担

国が1/2、埼玉県が1/4、飯能市が1/4をそれぞれ費用負担

※2 23区への通勤者とは、条件不利地域を除いた東京圏に在住し23区に通勤している者

- ※3 埼玉県内の条件不利地域は、過疎地域自立促進特別措置法及び山村振興法の対象となっている秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、皆野町、小鹿野町、神川町、横瀬町、東秩父村の9市町村
- ※4 道府県が創業支援の対象とした起業家
- ※5 道府県（条件不利地域のある都県を含む。以下同じ。）がマッチング支援の対象とした中小企業等に就業

(2) 創業支援金（最大200万円）の支給 【事業主体：埼玉県】

ア 支給対象者

道府県が創業支援の対象とした起業家

イ 移住就業等支援金との関係

移住者が起業した場合は併用可能（最大300万円）

ウ 費用負担

国が1/2、埼玉県が1/2をそれぞれ費用負担

飯能市の費用負担はなし

担当者 まちづくり推進課長 吉田
連絡先 TEL 042-973-2268